

環境計量証明部会会則

第1条（名称）

本会の名称を環境計量証明部会（以下「本会」と言う。）と称する。

第2条（事務所所在地）

本会の事務所は、一般社団法人大阪府計量協会（以下「計量協会」と言う。）内に置く。

第3条（目的）

本会は、広く会員の環境計量にかかる知識及び技術の向上を図り、もって適正計量の実施の確保に寄与し、併せて会員相互の親和協調を図ることを目的とする。

第4条（事業）

本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）環境計量の普及啓発に関すること
- （2）環境計量の知識及び技術の向上に関すること
- （3）関係官公庁の情報を入手し提供すること
- （4）会員相互の親睦に関すること
- （5）その他、本会の目的達成のために必要な事業

第5条（会員）

本会の会員は次のとおりとする。

- （1）正会員 大阪府内において、計量法に基づく環境計量証明事業を行う者
- （2）賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を推進するために入会した者

第6条（入会）

会員として入会しようとする者は、入会申込書を部会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。また、本会の会員となった者は、計量協会の理事会の承認を得て、計量協会の会員となる。

第7条（年会費）

会員の年会費は12,000円とし、請求書に基づき所定の期日までに納入する。ただし、年会費の内、10,000円は計量協会に納入する会費とする。

第8条（退会）

会員が退会しようとする場合は、退会の理由を記載した書面提出して、任意に退会することができる。

第9条（役員）

本会を運営するために次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

理事 若干名

監事 1名

第10条（役員を選出）

理事及び監事は総会において選出し、会長、副会長は理事の互選により決定する。

第11条（役員の任期）

役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第12条（会議）

本会の会議は次のとおり開催する。

- （1）通常総会は年1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- （2）理事会は、部会長が必要と認めた場合に開催する。
- （3）会議の議決は出席者の過半数で決定する。

第13条（会計）

本会の経費は、年会費の内、2,000円及びその他の収入を充てる。

第14条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条（会則の変更）

この会則は総会の議決を経て、変更することができる。

附則

この会則は、2018年（平成30年）4月2日から施行する。